

政令第二百五十七号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年三月十二日とする。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。